金森中央町内会会則

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は金森中央町内会と称する。

第2条 目 的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡。
- (2) 町内の美化、清掃等区域の環境の整備に関すること。
- (3) 防犯、防災、災害救助に関すること。
- (4) 町内会館の維持管理に関すること。
- (5) 会員相互の慶弔に関すること。
- (6) 他の町内会、自治会の協調連絡。
- (7) 功労者に対する表彰。
- (8) その他、目的達成に必要な事項。

第3条 区域

本会の区域は旧金森二丁目町内会構成の区域とする。

第4条 事務所

本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 会 員

第5条 会 員

本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人、法人、事務所を有する者とする。

第6条 会 費

会員は会費を納入する。その額は月額個人200円、法人、事業者300円 とし、年度当初一括して納入するものとする。会費の額は総会において定め る。

第3章 役 員

第7条 役員の種別

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 各区1名必要な場合は増やすことができる。
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名

- (5) 監 查 3名
- (6) 委員 各班より1名また必要に準じ各区・班に属さない 専門委員を選任できる。

第8条 役員の選任

役員は総会において、会員の中から選任する。

第9条 役員の職務

会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3. 書記は会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- 4. 会計は会の会計及び出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び 必要な書類を管理する。
- 5. 監査は会計および会務の状況を監査する。
- 6. 委員は担当の組との連絡調整を行い、会務を実行する。 専門委員は担当する会務を実行する。

第10条 顧問 相談役

本会は必要に応じ、顧問、相談役を置くことができる。

第11条 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員の報酬

本会は役員及び組長に対して報酬を支払うものとする。その額については別に定める。

第4章 総会

第13条 総会の種別

総会は通常総会及び臨時総会とする。

第14条 総会の構成

総会は代議制とし、新旧組長(組長の任期は1年)をもって構成する。

第15条 総会の権能

総会はこの会則に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第16条 総会の開催

通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2. 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第17条 総会の招集

総会は会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第2号による請求があったときはその請求があった 日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

第18条 総会の議長

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

第19条 総会の定足数

総会は定数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第20条 総会の議決

総会の議決はこの会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数を もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第21条 総会の書面表決権

止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事 について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任 ることができる。

2. 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第5章 役 員 会

第22条 役員会の構成

役員会は、会長、副会長、書記、会計、委員をもって構成する。

第23条 役員会の権能

役員会はこの会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1. 総会に付議すべき事項
- 2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条 役員会の招集等

役員会は必要に応じ会長が招集する。

2. 役員会を招集するときは、会議の目的、場所、日時及び審議事項を 記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知するものとする。

第25条 役員会の議長

役員会の議長は会長がこれに当たる。

第6章 資産及び会計

第26条 資産の構成

本会の資産は次の各号をもって構成する。

- 1. 会費
- 2. 活動に伴う収入
- 3. その他の収入

第27条 経費の支弁

本会の経費は資産をもって支弁する。

第28条 事業計画及び予算

本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は総会において予算が議決される日までの間は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
- 3. 予算科目の支出額を超過する緊急且つやむを得ない事由が生じた場合は役員会の承認を得なければならない。

第29条 事業報告及び決算

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書として作成し、 監査による監査をうけ、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受け るものとする。

第30条 会計年度

本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、1月31日に終る。

(平成 27 年 4 月 12 日一部改定) (平成 29 年 4 月 09 日一部改訂)

この規約は記載内容について事実と相違ないことを証明します。 2019年4月9日 東京都町田市金森東1-1-18

会長細川客志